

給実甲第1384号

令和8年3月19日

人事院事務総長

給実甲第444号の一部改正について（通知）

給実甲第444号（派遣職員の給与の支給割合の決定等について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 規則18—0第7条第1項関係 1～3 （略） 4 日本国内に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合又は報酬年額が、派遣前給与年額（派遣日の前日における <u>給与の額</u> を基礎として算定した <u>給与</u>	第1 規則18—0第7条第1項関係 1～3 （略） 4 日本国内に在勤する派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合又は報酬年額が、派遣前給与年額（派遣日の前日において受けていた <u>俸給、俸給の特別調整額、</u>

<p>(<u>通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を除く。</u>)の年額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給等のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p><u>本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当の月額</u>を基礎として算定した<u>これらの給与並びに期末手当及び勤勉手当</u>の年額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、その派遣の期間中、俸給等のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>5～10 (略)</p>
---	---

以 上